

■ 8月1日～31日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187  
式根島 ☎ 7-0357

1～19日【ジェット船】午前便

東京便	下り	上り
東京	午前 7:20 発	
新島	午前 10:00 着	午前 10:00 着 午前 10:05 発
式根島	午前 9:40 着 午前 9:50 発	午前 9:50 発
東京		午後 12:25 着

20～31日【ジェット船】午前便

東京便	下り	上り
東京	午前 7:45 発	
新島	午前 10:15 着 午前 10:20 発	
式根島	午前 10:35 着 午前 10:45 発	
東京		

【神新汽船】下田行き：毎週水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

1～19日【ジェット船】午後便

東京便	下り	上り
東京	午後 1:35 発	
新島	午後 4:15 着	午後 4:15 着 午後 4:20 発
式根島	午後 3:55 着 午後 4:05 発	午後 4:05 発
東京		午後 6:40 着

20～31日【ジェット船】午後便

東京便	下り	上り
東京	午後 12:15 発	
新島	午後 3:20 着	午後 3:20 着 午後 3:25 発
式根島	午後 3:00 着 午後 3:10 発	午後 3:10 発
東京		午後 5:45 着

1～31日【大型船】  
上下便とも毎日運行

東京便	下り	上り
東京	午後 11:00 発	
新島	午前 7:30 着 午前 7:40 発	午前 10:45 着 午前 10:55 発
式根島	午前 8:00 着 午前 8:05 発	午前 10:20 着 午前 10:25 発
東京		午後 5:30 着

公社補助事業の募集

■平成24年度地域振興に係る補助事業および人材育成共同事業（第2回）の募集

▼事業内容

島の振興に必要な人材育成事業計画を公社と申請者が役割分担に応じて共同で実施する。

▼対象事業

・地域振興にかかわる事業。  
・人材育成を目的とした事業。

▼対象

①島しょ地区在住の5人以上の団体。  
②小規模企業者や個人事業者に属する従業員。

▼採択後、事業終了までの流れ  
採択後、公社と申請者は事業内容に応じて、それぞれの役割分担を協議。事業終了後、申請者は事業実績報告書を提出。

▼補助金額

・地域振興にかかわる事業  
補助対象経費の5分の4以内（千円未満切り捨て）で100万円（ただし特に必要と認められる経費については200万円）

▼事業期間

1事業あたり100万円  
平成25年7月末まで

▼募集締切

9月21日（金）

▼問い合わせ

公益財団法人

東京都島しょ振興公社業務部  
☎ 03（5472）6546

保健所からのお知らせ

療育相談・講演会について

小児の成長発達に専門医による個別相談を行ないます。主に就学前のお子さんで相談のある方は前日までにお申し込みください。  
また、保護者や子育てのボランティア等を対象にした講演会を開催しますので、是非ご参加ください。

【個別相談※要予約】

▼新島地区  
とき 9月6日（木）  
午後1時30分～

▼式根島地区

とき 9月7日（金）  
午前8時30分～

【講演会】

場所 式根島開発総合センター  
『子どもの成長発達を理解しよう』

▼新島地区

とき 9月6日（木）  
午後7時～

▼式根島地区

とき 9月7日（金）  
午前9時30分～

場所 式根島開発総合センター  
申込・問い合わせ

島しょ保健所新島支所  
☎ (5)1600

職員の募集について

東京都島嶼町村一部事務組合の職員募集について

職種 一般行政事務および島嶼会館施設管理業務  
受験資格 昭和52年4月2日～平成元年4月1日までに生まれた方  
採用人員 1人  
試験日 8月26日（日）、9月8日（土）

試験会場 東京都立産業貿易センター浜松町館

募集案内配布 8月13日まで  
配布場所 同組合総務課および各島嶼町村総務課  
申込期限 8月13日（月）  
問い合わせ

東京都島嶼町村一部事務組合  
☎ 03（3432）

教育委員会からの募集

第40回羽黒地区駅伝大会へ出場する選手の募集について

とき 10月7日（日）  
場所 山形県鶴岡市羽黒町

応募締切 9月4日（火）  
申込・問い合わせ先

教育委員会 ☎ (5)0203

### 税務署からのお知らせ

#### ■記帳・帳簿等の保存制度の対象者の拡大について

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行なうすべての方（所得税の申告の必要がない方を含む）について、平成26年1月から同様に必要となります。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

問い合わせ  
芝税務署  
☎03(3455)0551  
国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp>

### 民生課からのお知らせ

#### ■平成24年度地域配分（B配分）の申請募集について

（福）東京都共同募金会では、赤い羽根共同募金による地域配分（B配分）の申請を受け付け

ています。  
申請額  
1施設・団体10～30万円  
対象事業 備品整備、小破修理、利用者主体の事業など（施設・団体維持のための運営費は対象外）

詳しくは東京都共同募金会ホームページをご覧ください。  
地域配分（B配分）は、それぞれの地域でお寄せ頂いた寄付金の一定割り合いを、その地域で活用することを目的としています。

提出期限 8月31日（金）必着

ホームページ  
東京都共同募金会  
<http://www.tokyo-akainane.or.jp/shinsei/shinseiyouryou.jp>  
問い合わせ  
東京都共同募金会  
事業部配分担当  
☎03(5292)3183  
fax03(5292)3189

#### ■ゴミの処理のQ&A

最近お問い合わせの多いゴミ関係のご質問にお答えします。  
Q①ペットボトルのラベルは剥がさなくちゃダメなの？  
A ラベルを剥がす必要はありません。キャップだけ外してください。  
Q②段ボールはガムテープでまとめて良いの？

A ダメです。紙製品とはいえ、ガムテープでまとめられると燃えにくくなります。従来通り、ヒモでまとめてください。

Q③ペットのフンは家に持ち帰った後、どう捨てれば良いの？  
A トイレに流してください。砂などがついて流せないものは、新聞紙などで包んだ後、袋にいれ、臭いが漏れないようにして、燃えるゴミとして出して下さい。

Q④猫砂はどうやって捨てれば良いの？  
A 種類によって可燃・不燃があります。表示をよく読んで正しく処分して下さい。また、可燃であっても大きなかたまりになると、燃えずに残ってしまいます。小さく砕いてからゴミに出して下さい。

問い合わせ  
民生課民生係(5)0240内線108

#### ■動物の虐待や遺棄はやめまじやう

動物虐待は絶対に許せない非道な行為です。今後も見受けられる場合は然るべき対応と対処をします。  
【動物愛護法】  
・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者→一年以上の懲役または百万円以下の罰金  
・愛護動物を遺棄したものは五十万円以下の罰金

#### ■戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者募集について

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行なうとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

平成24年度は17地域および3地域（特定地域）を計画いたしましたので、関係遺児の方々の多数のご参加をお待ちしております。  
参加費 9万円  
問い合わせ  
（財）日本遺族会事務局  
☎03(3261)5521

#### ■国民年金の後納制度について

国民年金は、20歳から60歳に到達するまでの40年間保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。しかし未納の期間があったり、資格取得の届け出や免除申請を忘れていたために、将来の受給額が少なくなつ

り、年金の受給ができなくなつてしまう場合があります。

このような事態を避けるために、昨年法律が改正され平成24年10月1日から、保険料の納めることのできる期間が、過去2年から10年に延長となる「後納制度」が始まります。

具体的には平成14年10月以降の未納の保険料を納めることができるようになりますが、後納保険料を納付できる期間は平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に納めなければなりません。

また、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができまので、ご注意ください。

※後納制度を利用するためには、事前にお申し込みの上審査させていただきますので、審査結果によってはご利用頂けない場合もあります。

また、日本年金機構より対象者の方に順次お知らせを送付する予定となっております。

詳細・問い合わせ  
専用ダイヤル  
（8月1日から利用開始）  
☎0570(011)0500  
港年金事務所  
☎03(5401)3211